

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年9月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100278 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200026 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 15 年 7 月 18 日は 47 万 4,000 円、同年 12 月 5 日は 51 万 2,000 円、平成 16 年 7 月 16 日は 45 万 4,000 円及び同年 12 月 3 日は 51 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月

年金事務所より、請求期間の賞与について、年金記録の訂正に伴う確認通知があった。

平成 15 年 7 月及び同年 12 月については、預金通帳のコピーで賞与の入金が確認できるが、平成 16 年 7 月及び同年 12 月については、通帳を紛失したため確認できない。平成 16 年も例年どおりに賞与の支給はあったと記憶している。

請求期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）について、請求者が提出した B 銀行の総合口座通帳、同銀行が提出した請求者に係る流動性預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の賞与明細書（以下「総合口座通帳等」という。）によると、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の総合口座通帳等により推認できる厚生年金保険料額又は賞与支給額から、請求期間①は 47 万 4,000 円、請求期間②

は 51 万 2,000 円、請求期間③は 45 万 4,000 円及び請求期間④は 51 万円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支給日については、前述の総合口座通帳等において確認できる振込日から、請求期間①は平成 15 年 7 月 18 日、請求期間②は同年 12 月 5 日、請求期間③は平成 16 年 7 月 16 日、請求期間④は同年 12 月 3 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、その後破産手続開始決定を受けている上、解散時の代表取締役、代表清算人及び破産管財人からは請求者の請求期間に係る賞与支払の届出や厚生年金保険料納付について、回答又は資料が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200023号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200029号

第1 結論

請求者のA法人における標準賞与額を、平成27年8月10日は36万円、同年12月21日は40万5,000円、平成29年8月10日は36万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年8月10日、同年12月21日及び平成29年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月10日、同年12月21日及び平成29年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月
② 平成27年12月
③ 平成29年8月

A法人より支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①、②及び③の賞与の記録がない。請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A法人が提出した請求者の平成27年及び平成29年に係る賞与明細一覧表並びに同法人が委託している税理士が提出した同年に係る給与台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、同法人から賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準賞与額を前述の賞与明細一覧表等により確認できる賞与支給額から、請求期間①は36万円、請求期間②は40万5,000円、請求期間③は36万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支給年月日については、前述の源泉徴収簿に記載された支給日から、請求期間①は平成27年8月10日、請求期間②は同年12月21日、請求期間③は平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200016 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から平成 11 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便に記載されている A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているため、給与の支給総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が請求期間当時の給与の振込先とする B 銀行が提出した請求者に係る「お取引明細」によると、請求期間のうち、平成 10 年 12 月から平成 11 年 7 月までの期間において、オンライン記録で確認できる請求期間に係る標準報酬月額（9 万 2,000 円）を上回る金額が「キューウヨ」として請求者に対し振込入金されていることが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している上、請求者も同社に係る請求期間の給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、A 社は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が 9 万 2,000 円と記録されている理由は不明であるが、記録がそのようなになっているのであれば、当該記録に見合った標準報酬月額に係る届出、厚生年金保険料の控除及び納付を行ったと思う旨回答している。

さらに、請求者が請求期間において加入していた C 厚生年金基金に係る記録を管理していた D 社は、資料等は保存期限を経過しているため保管していない旨、企業年金連合会年金サービスセンターは、請求期間の記録は管理していない旨、請求者が請求期間において加入していた E 健康保険組合は、請求期間に係る標準報酬月額のデータは廃棄処分済である旨をそれぞれ回答している。

このほか、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200020 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200028 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 協議会における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月
② 平成 23 年 12 月

自分の年金記録に、A 協議会から平成 22 年 12 月と平成 23 年 12 月に賞与を支給された記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 協議会の回答並びに同協議会へ補助金を交付している B 市が提出した平成 22 年度及び平成 23 年度の同協議会に係る給与規定から、同協議会は、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）において、冬期手当を支給していたことがうかがえる。

しかしながら、A 協議会は、請求期間当時の賃金台帳等の資料はないと回答しており、請求者も請求期間の賞与明細書等の資料は所持していない上、前述の B 市は、同協議会に係る賃金台帳等の人件費に関する資料はないと回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。